別記様式第6号(第16条第3項,第25条第3項関係)

論文審査の結果の要旨

博士の専攻分野の名 称	博士(医学	之)		氏	江底 海田			
学位授与の条件	学位規則第	育4条	第1·②項該当	名	江崎治朗			
論文題目	1							
Autopsy Findings Involving Murderous Intent: Comparison between Positive and Negative								
Murderous Intent Cases in Japan								
(殺意と関連した解剖所見:日本における殺意認定事例と殺意非認定事例の比較)								
論文審查担当者								
主查	教授 5	安井	弥	印				
審査委員	教授 身	粟井	和夫					
審査委員	教授	志馬	伸朗					

〔論文審査の結果の要旨〕

「殺意」の有無は、刑事裁判においてきわめて重要な要素である。刑法犯の成立に は、(i) 実行行為、(ii) 結果の発生、(iii) 因果関係が存在し、かつ 犯人が(i)-(iii)の 流れを犯行時に「認識・認容」していること (以下、(iv) 構成要件的故意という。) が必要となる。

たとえば「甲が、殺意をもってナイフを乙に刺入し、乙を殺害した」という事件 の場合、「甲がナイフを乙に刺入すること」が(i)実行行為、「乙が死亡したこ と」が(ii)結果の発生に相当し、「甲によって形成された創傷が死因と考えられる という法医学的解釈」が(iii)因果関係に相当し、かつ「甲が『ナイフを乙に刺入 し殺害しよう(もしくは死んでもかまわない)』と考えていた事実が存在すること」 が(iv)構成要件的故意に相当する。このような事件の場合、構成要件的故意は「殺 意」を意味する。殺意がなかったと認定された場合には、殺人罪(刑法 199条;死 刑又は無期若しくは五年以上の懲役)は成立せず、傷害致死罪(刑法 205条;三年以 上の有期懲役)の限度で処断されることになるため、殺意の認定は被告人にとり大 変重要な要素といえる。しかし、国内外において、これまで司法解剖における損傷 の部位や程度と殺意認定の有無について統計学的に調べた研究は存在しない。

そこで、本研究では 2009 年 6 月から 2011 年 5 月までに広島大学法医学教室において司法解剖に付された事件のうち、判決文が入手可能であった司法解剖事例(22例)について、解剖所見が記載された鑑定書と当該事件の刑事裁判の判決文とを 突合し、殺意認定群(殺人罪の事例 n = 12)と殺意非認定群(傷害致死罪 n = 10、保護責任者遺棄致死罪 n = 1)における損傷の部位や程度について比較した。

具体的には、解剖学的部位は、人が認識しうる範囲を目安とし、① 頭部、② 顔 面、③ 頸部、④ 胸腹部、⑤ 上肢、⑥ 下肢の 6 部位とした。また、損傷の種類 は、① 変色斑、② 点状出血点群、③ 凝血の膠着・血色素浸潤、④ 哆開創、⑤ 表皮剥脱、⑥ 切痕、⑦ 陳旧性瘢痕の 7 種類とした。したがって、1 回の外力の作 用で、①-⑥複数の所見を呈することがある。執刀者が解剖書を記録する際、微少な 損傷についてはその厳密な創傷個数を判定することが困難であることもあり、「+ 数個」や「数条」などの表現を用いることが多い。「複数個」は「2 個」、「数 個」は「3 個」、「散見」は「5 個」、「多数」は「10 個」、「+数個」は「13 個」、「数+個」は「30 個」、「全域」は「50 個」と数値に置き換えて統計解析 に用いることとした。個数以外の表記については、外力が何回作用したかに着目し て算定した。たとえば「断線上に配列」という記載は、その配列自体が外力の作用 回数と考え、1 個と算定することになる。さらに、鼠径部や頸静脈部の注射瘢痕な ど、搬送後治療時に生じたと思われるものは損傷の対象から除外した。

その結果、損傷の数が1~2カ所であったとしても、損傷が体幹部に存在する刺 創の場合は、殺意が認定される傾向にあった。一方で、損傷の数が多数に及んで も、損傷が四肢に存在する打撲傷や点状出血の場合は、殺意が認定されない傾向が あった。また、殺意認定群では、殺意非認定群に比べ、成傷器が鋭器を用いた事例 が統計学的有意に高かった。

以上より、殺意の概念については、国ごとに異なるため、本研究結果を諸外国で そのまま当てはめることは慎重であるべきものの、殺意認定群と殺意非認定群にお いて司法解剖における損傷の部位や程度を比較する研究手法は、殺意認定のメルク マールの考察として一定の有用性があると考えられ、法医学及び医事法学領域の研 究に資すること大である。

よって、審査委員会全員は、本論文が申請者に博士(医学)の学位を授与するに 十分な価値あるものと認めた。

学力確認の結果の要旨

博士の専攻分野の名称	博士(医	学)		正夕	江底 沿的				
学位授与の条件	学位規則	第4条	条第1・②項該当	- 氏名	江崎治朗				
論 文 題 目									
Autopsy Findings Involving Murderous Intent: Comparison between Positive and Negative									
Murderous Intent Cases in Japan (殺意と関連した解剖所見:日本における殺意認定事例と殺意非認定事例の比較) 試問担当者									
	教授	/ /: .++•	7/ 11	印					
		安井	弥	니니					
審査委員考	教授	粟井	和夫						
審査委員 考	教授	志馬	伸朗						
判定 合格 上記3名の審査委員会委員全員が出席のうえ、平成30年5月7日の第74回広島 大学研究科発表会(医学)及び本委員会において最終試験を行い、主として次の試 問を行った。									
1. 殺意認定群と非認定群の決定方法									
2. 殺人罪と傷害致死罪等の相違点									
3. 殺人罪と傷害致死罪等を判断する際の裁判官と検察官の役割									
4. 将来、多変量解析等を実施する意義									
5. 将来、多施設が連携して同旨の研究をする意義									
これらに対して極めて適切な解答をなし、本委員会が本人の学位申請論文の内容									
及び関係事項に関する本人の学識について試問した結果、本学大学院博士課程を修									
了して学位を授与される者と同等以上の広い学識を有することを全員一致で確認した。									
なお、本人は平成29年8月21日に施行した学位審査に伴う外国語試験(英語) に合格している。									